

収入印紙  
4万円

# 合併契約書(案)

※100%親子会社の吸収合併(親会社が存続会社、子会社が消滅会社)の例

▲▲▲▲株式会社(住所▲▲▲▲▲。以下「甲」という。)及び▲▲▲▲▲株式会社(住所▲▲▲▲▲。以下「乙」という。)は、合併に関し次の契約を締結する。

## 第1条(合併)

甲は、乙と合併し、甲は存続し、乙は解散する。

## 第2条(合併に際して交付する金銭等)

甲は、乙の全株式を所有しているため、乙の株主に対してその株式に代わる金銭等の交付は行わないものとする。

## 第3条(甲の資本金等)

合併により、甲の資本金及び準備金は増加しない。

## 第4条(合併効力発生日)

甲及び乙の合併効力発生日は平成▲▲年▲▲月▲▲日とする。但し、この日までに合併に関し必要な手続きが終了しないとき、その他止むを得ない事情があるときは甲乙協議のうえこれを変更することができる。

## 第5条(会社財産の引継ぎ)

乙は合併効力発生日までにおける計算を明確にして、合併効力発生日において財産及び権利義務の一切を甲に引き継ぐものとする。

## 第6条(従業員の処遇)

甲は、乙の従業員のうち合併効力発生日現在在籍する者を甲の従業員として引き続き雇用する。但し、勤続年数については乙におけるそれぞれの年数を引き継ぎ、その他の取り扱いについては甲乙協議のうえ定める。

## 第7条(会社財産の管理等)

甲及び乙は、本契約締結後合併効力発生日にいたるまで、善良なる管理者の注意をもってその財産の管理及び業務の運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼすような事項については、予め甲乙協議のうえこれを行うものとする。

## 第8条(合併条件の変更及び合併契約の解除)

本契約締結後合併効力発生日にいたるまでの間において天災地変その他の事由により甲又は乙の資産あるいは経営状態に著しい変動が生じたときは甲乙協議のうえ合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

## 第9条(費用負担)

合併実行にいたるまでの手続にかかる費用は、甲乙協議のうえ負担者を定める。

## 第10条(退職慰労金)

乙は、合併に際して退任するそれぞれの役員に対して退職慰労金を支給しない。

## 第11条(本契約の効力)

本契約は法令に定められた関係官庁等の許認可がない場合には、その効力を失うものとする。

## 第12条(規定外事項)

本契約に規定するもののほか、合併に関し必要な事項は、この契約の趣旨に基づいて甲乙協議のうえこれを決定するものとする。

以上本契約締結の証として本契約書1通を作成し、甲乙署名又は記押印のうえ、甲がその原本を保有し、乙はその写しを保有する。

平成▲▲年▲▲月▲▲日

甲

印

乙

印